

内職・家内労働研究の課題と分析視角

——在宅ワーク研究の進展のために

高野 剛

- 1 課題設定
- 2 家内労働の概念整理
- 3 家内労働研究の分析視角
- 4 今後の展望

1 課題設定

1990年代以降の情報化の進展と企業のアウトソーシングによって、在宅ワークが増大している。在宅ワークについて、日本労働研究機構が1994年と1997年に行った調査をもとに推計すると、在宅ワーカーは40万人程度いると言われている⁽¹⁾。この動向は先進国に共通して見られ、1996年6月20日にはILO第83回総会で、「Home Work（在宅形態の労働）条約」（第177号条約）が採択されるまでになっている⁽²⁾。これを受けて日本でも、在宅ワークに関する調査研究が行われるようになってきている。しかしながら、これまでの在宅ワークに関する調査研究では、1990年代以降の実態把握が中心であり、在宅ワークの目新しさを強調しすぎていることが多い。ましてや、ほとんどが実態調査であり、著書のような形でまとまって発表されているものは少ないのが現状である。

数少ない中でも、在宅ワークについて著書を刊行している堀真由美（2003）は、在宅ワークの普及によって、出産・育児期の女性が就業を中断することなく働き続けられる社会が実現すると分析している。しかしながら、堀は、近年、ファミリー・フレンドリー企業が導入している在宅勤務制度と在宅ワークを混同しており、在宅ワークの実態を正しく把握できていない。例えば、堀は、日本労働研究機構による在宅ワークの類型化を取り上げて、在宅ワークを、①独立型、②副業型、③

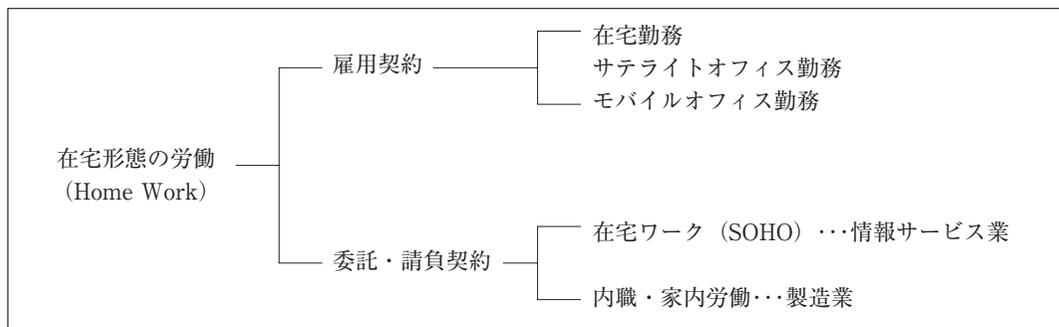
(1) 神谷隆之（1999）の16頁。

(2) ILO第177号条約は、①自宅又は、使用者の作業場所以外の自ら選んだ場所において、②報酬のために、③使用される設備、材料又はその他の投入物をだれが提供するかを問わず、使用者が定めた製品またはサービスにつながる労働を「Home Work（在宅形態の労働）」と定義しているため、委託・請負契約で働く内職・家内労働や在宅ワークだけでなく、雇用契約の在宅勤務なども含まれている。このうち、本稿で考察の対象とするのは、委託・請負契約で働く内職・家内労働と在宅ワークである。ILO第177号条約について、詳しくは、国際労働問題シンポジウム（1997）、嶺學（1999）を参照。

社員型の三つに分類している。その上で、「①の独立型就業形態としては、さらに専業（フリー、請負、自営）とアルバイト（内職、フリー、請負）、②の副業型は、会社員をしながらの副業と他の自営を行いながらの副業、③の社員（雇用）型は、正社員と非正社員（パート、契約社員など）に細分化される」⁽³⁾と捉えている。堀の在宅ワークの定義で特に注意が必要なのは、③の社員型も在宅ワークの中に入れて考えていることである。このため、堀は、在宅ワークの実態について明らかにするとしておきながら、ファミリー・フレンドリー企業が導入している在宅勤務制度の実態について、聞き取り調査やアンケート調査を実施しているのである。

そこで、2000年6月14日に旧労働省が策定した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」によると、在宅ワークとは、「情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での就労のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なものをいい、例えば文章入力、テープ起こし、データ入力、ホームページ作成などの作業を行うものがこれに該当する場合が多い。ただし、法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く」⁽⁴⁾となっている。旧労働省の定義のポイントは、請負契約であることと他人を使用しないということである。つまり、図1で示しているように、在宅ワークとは、企業と雇用契約を結ばずに自宅などで情報サービス業関連の仕事をすることであり、製造加工作業を中心とする内職・家内労働のサービス経済化として捉えなければならない。しかしながら、これまでの在宅ワークをめぐる研究では、従来からの内職・家内労働がどのようなものであり、それがいかなる変遷を経て、脱工業化や情報化の現在に至っているのかを歴史的に考察した研究は、ほとんど見当たらない⁽⁵⁾。

図1 在宅ワークと在宅勤務について



注) : ILO第177号条約の日本語訳は批准をもって正文となるので、国会で報告された仮訳では、「在宅形態の労働」条約となっている。

出所) : 筆者作成。

そこで本稿では、製造加工作業が中心である内職・家内労働の延長線上で在宅ワークについて研究をすすめるために、その準備作業として、内職・家内労働研究の整理と分析視角について明らかにする。具体的には、第2節で内職や家内工業や家内労働の概念について整理することで、家内労働

(3) 堀眞由美 (2003) の76頁。

(4) 「ガイドライン」の詳細については、厚生労働省監修 (2001) の37-40頁を参照。

(5) 神尾京子は、内職・家内労働の動向と、在宅ワークや在宅勤務について、日本婦人団体連合会編『女性白書 (婦人白書)』ほるぷ出版、の毎年度版で紹介している。

働の定義のポイントと諸特徴を明らかにする。その上で、在宅ワークについて定義し直すことを試みる。さらに、今後、内職・家内労働研究や在宅ワーク研究の進展のために、単なる実態調査だけでなく研究史上の位置づけを明らかにする必要があると捉えて、第3節では家内労働研究の分析視角について先行研究を検討する。その際、単なる文献紹介に陥らないように、①非定型労働⁽⁶⁾、②女性労働、③労働史、の三つの視点から先行研究を検討する。そして最後に第4節では、今後の展望として、これまで筆者が明らかにしてきたことと、今後の内職・家内労働研究の展望について在宅ワーク研究も視野に入れて提示することにした。本稿はあくまで、これまでの先行研究の整理を行ったサーベイにすぎないかもしれないが、こうした準備作業をしておくことで、今後の学界における内職・家内労働研究や在宅ワーク研究の進展に対して、先行研究とのつながりや研究史上の位置づけを知る上で大いに貢献することになるであろう。

2 家内労働の概念整理

(1) 内職

一般に「内職」というと、家庭の主婦が家内労働として従事するもの他に、授産事業の一つとして施設内外で行われるものや、チラシ配り、生花教室の講師など、その範囲は広い。しかしながら、世間一般に使用される言葉と、社会科学で使用される学術用語を区別して考える必要がある。

世間一般に使用される「内職」という言葉について、氏原正治郎（1966）によると、『本職』が、その労働に一日の時間の大部分を捧げ、専心それに従うのにたいして、『内職』は他に『本職』があり、それにたいして片手間仕事⁽⁷⁾であると捉えている。氏原によると、家庭の主婦がする仕事の主として「内職」と呼ばれるのは、主婦は「本業」として家事労働をしているためである。氏原のいう世間一般に使用される「内職」という言葉は、「本職」以外の仕事であり、しかもその収入では独立の生活ができないという意味で使用されているが、これは「副業」のニュアンスが強く家計収入に着目した捉え方である。英語で「内職」のことを「side job」と訳すことが多いが、これも「副業」というニュアンスが強い。また、「チラシ配りの内職」といった場合、この意味で使用されることが多い。

一方、世間一般に使用される「内職」という言葉について、諏訪康雄（1997）によると、「出職」と「居職」という対比で捉えている。ここで言う出職とは、大工・石工・瓦葺・ペンキ塗りなど屋外とする仕事であるのに対し、居職とは、下駄・鼻緒・袋物・蒔絵など自宅や屋内とする仕事のことである。つまり、諏訪によると、世間一般に使用される「内職」という言葉は、奥向きの自宅や屋内とする仕事という意味で使用されている。これは、仕事をする場所に着目した捉え方であり、生花教室の講師や「宅配便の内職」といった場合、この意味で使用されることが多い⁽⁸⁾。

(6) Atypical workのこと。

(7) 氏原正治郎（1966）の207頁。

(8) その他に、世間一般に「授業中や会議中の内職」といわれることもあるが、これは隠れてコソコソ他の作業をするという否定的な意味で使われているのではないかと考えられる。

一方、社会科学の用語として使用される「内職」について、江口英一（1965b）によると、「家庭の中で家計補助のため工賃収入を目的として行なう製造または加工の労働」⁽⁹⁾のことであり、主に家内労働であると捉えている。正確には家内労働の一類型にすぎないが、家庭の主婦が家計補充として従事する「内職的家内労働」が全体の9割近くを占めるため、内職＝家内労働と捉えられることが多い。ここでいう家内労働とは、江口によると、「直接生産者みずから選んだ場所、通常自分の住居内で、雇主から供給されるか、みずから調達した原料および道具、または簡単な機械でもって、単独もしくは一、二の補助者とともに行なわれる労働」⁽¹⁰⁾であって、自宅だけでなく近所の集会所や作業場で数人が集まって従事する場合も含まれている。

（2）家内工業

家内労働という言葉は、しばしば家内工業と混同して使用されている。そこで家内労働と家内工業の違いについて、山本正治郎（1969）や佐藤正美（1971）は、レーニンの「商人資本が小商品生産者を支配する五つの形態」を用いて、理論的に捉えている⁽¹¹⁾。ここでいう五つの形態とは、①小商品生産者から製品を買い占める。②高利貸しとして金を貸し製品で返済させる。③生活必需品で製品の支払いをする。④原材料で製品の支払いをする。⑤原材料を支給して加工賃を支払うというものである。山本や佐藤によると、①は古い型の家内工業で、②から④は問屋制家内工業であり、⑤が資本制家内労働である。すなわち、古い型の家内工業や問屋制家内工業では商人資本が小商品生産者を部分的にしか支配していないのに対して、資本制家内労働では原材料の支給を受けて労働の対償として工賃を得ているという点で、実質的に賃労働と変わらない状態になっていると捉えている。それらはもはや、「独立の都市手工業者、自立した農民経営、とりわけ労働者家族の家を前提とする古い工業とは、名称以外になんら共通するものをもたない」⁽¹²⁾状態になっているのである。また、松本達郎（1960, 1977）も、家内労働は委託者に経済的に従属しており、家内工業は経済的な従属関係を考慮しない概念であるとしている⁽¹³⁾。しかしながら、これらは、極めて抽象度の高い捉え方であり、家内労働と家内工業の具体的な違いについて分かりにくいという難点がある。

一方、家内労働と家内工業の具体的な違いについて、正田彬（1979）によると、①従業員が同居の親族のみであるかどうかということ、②委託者から原材料の支給を受けているかどうかということであるとし、主に家内工業を従業員20人以下（製造業）の小規模企業と捉えている⁽¹⁴⁾。正田によると、男性世帯主が本業として従事する「専門的家内労働」と小規模企業の間には、実態として

(9) 江口英一（1965b）の889頁。

(10) 江口英一（1965a）の97頁。

(11) レーニン, B. И. (1952) の「第五章六」を参照。

(12) マルクス, K. (1989) の797頁。

(13) 経済的従属関係について、ここでは、契約に際して双方が対等の関係にないことや、労働の対償として報酬を得ており、しかもその報酬によって現行の生活水準を維持している場合としておきたい。

(14) 正田は、小規模企業の中でも特に従業員4人以下の場合と、「専門的家内労働」の類似性について指摘している。

明確な区別が困難であり、家内労働に事業者的性格があることを指摘している。

つまり、家内労働は「内職の家内労働」の側面を見れば、実質的に賃労働と変わらない状態であるという点で家内工業と区別されるとともに、「専門的家内労働」と小規模企業の間には実態として明確な区別が困難であり、労働者の性格と事業者的性格を併せ持っているのである。

（3）家内労働

家内労働の定義について、臨時家内労働調査会編（1966）によると、「①作業所が、自宅または知人の家など自分が任意に選んだ場所、時として委託者の指定する場所であること。②自分ひとりで、あるいは少数の補助者とともに作業に従事していること。この場合、補助者は同居の親族であって、常態として他人を雇うということはないこと。③問屋・製造業者から物の製造、加工などを委託され、通常原材料の支給をうけて、その下請として作業を行なっていること。作業は通常簡単な手作業で、機械設備を用いる場合もきわめて簡単なものであること」⁽¹⁵⁾となっている。ここでは、その指標として、①就業場所、②従事者、③委託加工契約があげられている。

しかしながら、1970年に制定された家内労働法では、家内労働者とは、「物品の製造、加工等若しくは販売又は、これらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であって労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、付属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であって、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう」⁽¹⁶⁾となっており、就業場所については特に触れられていない。その理由として、「就業場所によって一律に家内労働者か（雇用－引用者）労働者かを割り切ること是不適当であり、作業の指揮監督、出勤、労働時間等服務全般の実情をみて判断する」⁽¹⁷⁾となっている。

すなわち、家内労働とは、①雇用契約ではなく委託加工契約であり、従って委託者に指揮命令権がないということ。②自分ひとりか同居の親族のみで従事していて、他人を雇用している小規模企業とは違うこと。③原材料の支給を受けて労働の対償として工賃を得ているという点で、実質的に賃労働と変わらないが、一方で小規模企業のように事業者的性格も併せ持っているのである。

（4）小 括

以上のように、家内労働の概念についての整理を行い、家内労働の定義のポイントと諸特徴を明らかにしてきた。ここでは、これまで明らかにしてきたことの要点を整理した上で、在宅ワークについて定義し直すことを試みる。

これまで本稿では、内職について概念整理を行い、内職とは、社会科学の用語として使用される場合、主に家内労働のことを意味すると述べた。次に、家内工業と家内労働について考察し、家内工業とは経済的な従属関係を問わない概念であり、家内労働とは明確に違うと述べた。そして、家

(15) 臨時家内労働調査会編（1966）の23頁。

(16) 岡部実夫（1972）の143-144頁。

(17) 岡部実夫（1972）の150頁。

内労働とは①雇用契約ではなく委託加工契約であり、従って委託者に指揮命令権がなく、②自分ひとりか同居の親族のみで従事していて、③原材料の支給を受けて労働の対償として工賃を得ていると言う点で、実質的に賃労働と変わらないが、一方で事業者的性格も併せ持っていることについて述べた。

以上を踏まえた上で、今後、製造加工作業が中心である内職・家内労働の延長線上で在宅ワークについて研究をすすめるにあたり、在宅ワークについて定義し直すことを試みておきたい。その際、2000年6月14日に旧労働省が策定した「ガイドライン」も参考に在宅ワークについて定義し直すと、在宅ワークとは、「自宅または自分が任意に選んだ場所で、委託・請負契約に基づいて、情報サービス業関連の仕事をするものであり、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもののこと」である。但し、在宅ワークの中には、通信教育の添削や模擬試験の採点、医療事務（レセプトチェック）なども含まれており、必ずしも情報通信機器を利用しているとは限らないことに注意しておく必要があるであろう⁽¹⁸⁾。また、在宅ワークとSOHO（Small Office Home Office）についても、明確に区別して考えておかなければならないであろう。なぜなら、SOHOは自宅や小規模の事業所で働くという意味以外に、情報関連分野のベンチャー企業という意味も含んでおり、意味内容の曖昧な言葉となっているからである⁽¹⁹⁾。在宅ワークとSOHOを区別する基準の一つとして、同居の親族以外の者を使用せずに仕事をしているか、それとも他人を雇用しているかということがあげられるであろう。

次節では、内職・家内労働研究や在宅ワーク研究の進展のために、単なる実態調査だけでなく研究史上の位置づけを明らかにしておく必要があると捉えて、家内労働研究の分析視角について先行研究を検討する。

3 家内労働研究の分析視角

(1) 非定型労働の視点

1990年代以降の日本は、長期にわたる不況の影響もあり、パートタイム労働者や派遣労働者といった非正規雇用が増大している。同時に就業形態の多様化もすすみ、内職・家内労働や日雇だけでなく、請負労働や在宅ワークなどの新しい働き方が生まれてきている。この動向は先進国に共通して見られ、仲野組子（2000）によると、アメリカでは、リストラの進展により2つ以上の仕事に就くムーンライティング（Moonlighting）が増加したり、アウトソーシングにより派遣労働者やインディペンデント・コントラクター（Independent Contractor）が増加している。仲野は、1980年代後半のアメリカを非定型労働の視点から、統計を用いて実証的に分析しており、今やアメリカの労働者の4分の1が非定型労働に従事しているという。非定型労働が増加している背景として、労働者側のライフスタイルなどの変化もあるが、仲野は特に、雇い主が雇用責任を回避するために労働

(18) 自宅等で、自分ひとりか同居の親族のみで弁護士事務所や医院を開業している場合、弁護士や医師は「委任」契約に基づいて仕事をしているので、在宅ワークには含まない。

(19) SOHOについては、神谷隆之（1999）の12頁を参照。

契約形態が変化している点に着目している。

仲野と同じく鎌田耕一編（2001）は、雇い主が雇用責任を回避するために労働契約形態が変化していることや、委託・請負契約で働くコントラクト・レイバー（Contract Labour）が発注元の企業に対して雇用労働者と同様の経済的従属関係にあるにも拘わらず労働法の保護がないという問題を指摘している。そこで鎌田は、1997年と1998年に開催されたILO第85・86回総会における「コントラクト・レイバー条約」の討議過程について分析するとともに、日本のコントラクト・レイバーの実態について、数名の研究者とヒアリング調査を実施している。本条約は、コントラクト・レイバーをどのように定義するかという問題で結果的に不採択となったが、委託・請負契約で働く者に対しても労働法の保護が必要であるという考えを示すことになった⁽²⁰⁾。ここでいうコントラクト・レイバーには、建設業の一人親方や備車運転手の他に、ガス・電力会社の検針員や在宅ワークなどが含まれており、特に在宅ワークには文章・データ入力やテープ起こしなど自宅で事務系の仕事に従事する者から、コピーライターやデザイナー、イラストレーターやコンピューター技術者、翻訳者などがある⁽²¹⁾。こうした委託・請負契約で働く者は、厚生年金や健康保険に加入することができず、国民年金や国民健康保険に加入することになっている。しかも、労災保険に特別加入できない者も多く、社会保険の点でしばしば不利益を被っているのである。

鎌田によると、このような委託・請負契約で働く者に対する労働保護法として、労働者概念を拡大して既存の労働法を適用する方法と、労働者でも自営業者でもない特別のカテゴリーと位置づけで雇用労働者と同様の保護を与えるという二つの方法がある。すでに、日本では家内労働者に対して、労働者と自営業者の中間的形態として家内労働法が制定されており、家内労働法を委託・請負で働く者、とりわけ在宅ワークに対する労働保護法の「先駆け」⁽²²⁾であると考えられるであろう。それゆえ今一度、従来からの内職・家内労働がどのようなものであり、それがいかなる変遷を経て、脱工業化や情報化の現在に至っているのかを歴史的に研究することと、いつ頃どのような議論があり、いかにして家内労働法が制定されたのかについて研究しておく必要があるのではないだろうか。これが、内職・家内労働研究を行う第一の分析視角である。

（2）女性労働の視点

こうした非定型労働の担い手の多くは、しばしば女性労働者であった。そこで、深澤和子（2003）は、第二次世界大戦以降に確立した男性＝稼得者／女性＝家族の世話係というジェンダー関係がいかに形成され、どのように克服されようとしているのかについて分析を行っている。深澤によると、日本の女性労働の特徴は、女性就業者全体に占める雇用者比率が主要先進国の中で相対的に低く、多くの女性が自営業者や家族従業者として働いていることであると指摘している。深澤の言うとおりに、この自営業者や家族従業者の多くは、農林漁業従業者であったり、内職・家内労働などに従事

⁽²⁰⁾ その後、2003年6月18日には、ILO第91回総会で「雇用関係の範囲」（一般討議第5議題報告書）が採択されている。詳しくは、国際労働問題シンポジウム（2004）を参照。

⁽²¹⁾ 在宅ワークの職種については、厚生労働省監修（2001）の4頁を参照。

⁽²²⁾ 鎌田耕一編（2001）の131頁。

しており、主婦は決して無給の家事労働のみに従事していたわけではなかったのである。

この点について、谷本雅之（2003）も、日本の女性労働研究は雇用労働を考察の中心的な対象としてきたとして、近代日本の農家および非農家「小経営」世帯における女性労働の実態について研究する必要があると捉えている。深澤と谷本は研究の対象とする時期に大幅な違いがあるものの、日本の女性労働研究にとって、自営業者や家族従業者を分析の対象にする必要があると考えている点で共通している⁽²³⁾。

また、木本喜美子（2003）は、雇用労働者のみに関心を集中させている点に限界があるものの、日本の労働研究はユニセックスを装いながらも、製造業の男性労働者が主な研究の対象とされてきたため、女性労働研究は絶えず周辺の特種な研究として扱われてきたと捉えている。しかも、日本の女性労働研究は、ながらく家事労働論争など抽象的な議論に拘泥してきたため、実証的研究があまりに手薄であったとしている。

以上から明らかなように、日本の女性労働研究は絶えず周辺の特種な研究として扱われてきており、実証的研究が不足してきた。しかもそこでの考察の主な対象は雇用労働者であり、自営業者や家族従業者として働いている女性に対しては関心が向けられなかったのである。例えば、日本の女性の年齢階級別労働力率を表したM字型供給線について、20歳代後半から30歳代前半の谷間をいかに上昇させるかについてはよく言及されているが、これまでM字型の谷底部分で頑張ってきた自営業者や家族従業者については、ほとんど研究されてこなかった。しばしば、日本の女性労働研究が対象とするのは企業で雇用労働者として働く女性たちであり、女性労働者のなかの階層性や多様性について考慮されることはなかった⁽²⁴⁾。それゆえ、内職・家内労働に焦点をあてて実証的に研究することは、女性労働研究の空白部分を埋めることになるのではないだろうか。これが、内職・家内労働研究を行う第二の分析視角である。

（3）労働史の視点

一方、第三の分析視角として、戦前との関わりについても触れておきたい。戦前との関わりでは、まず、谷本雅之（1998, 2001）をあげることができるであろう。

谷本は、日本が先進諸国と比べて戦前と戦後を通じて、全就業者のうち自営業者や家族従業者の占める割合が高いという特徴を持つため、日本の工業化を論じる上で自営業者や家族従業者、とりわけ家内労働を基礎とした経済発展に着目する必要があると捉えている。そこで、1890年代から1920年代までの埼玉県入間郡の在来織物業を事例として、そこでの賃織就業と家族内の労働供給行動について研究している。谷本によると、1920年代に力織機による工場生産が主流となるまで、織物生産の主な担い手は賃織就業であり、女性家族員の多就業によって成り立っていたことが明らか

⁽²³⁾ Uno, K. (1993) は、従来までの女性労働史研究が繊維女工の労働と生活を中心に扱ってきたとして、明治期の貧困家庭の女性たちが内職・家内労働や行商などをしながら、どのようにして炊事・洗濯や育児などの家事労働をしていたのかについて研究している。

⁽²⁴⁾ 熊沢誠（2000）は、女性労働者のなかの階層性や多様性について考慮して研究しているが、分析の対象を雇用労働者のみに限定している。

にされている⁽²⁵⁾。経済成長は単に大企業やそこで働く雇用労働者だけで成し遂げられるわけではなく、自営業者や家族従業者をも含んだ経済成長であったということについて、ここでは主に織物業の農家副業が事例としてとりあげられているが、非農林業部門の内職・家内労働についても同様のことが言えるのではないだろうか。あるいは、明治中期から昭和初期までに限らず、戦後の高度経済成長期までも視野に含めて論じることができるのではないだろうか⁽²⁶⁾。

また、中川清（1985, 2000）は、経済発展による下層社会から中流社会への底上げの中で、人々がどのように対応してきたのかを、主に東京を中心としながら動態的に把握しようと試みている。中川は、当初、明治中後期から昭和恐慌期までを分析の対象としていたが、その後、戦後の高度成長期までも視野に含めて分析を行っている。例えば、中川によると、明治中後期の都市は、横山源之助が見たような異質な下層社会であり、まさしく蟻地獄と呼ぶにふさわしい空間であった。ここでは、人々は家族形成が困難なほど貧しく、ただ都市に滞留しているだけであった。日露戦争後になると、地方出身者が家族を形成して都市に定着し始め、工場労働者や新中間層や日雇労働者が増加するようになる。それに伴い、普通長屋の増加やエンゲル係数の低下など雇われて働く近代の生活構造が形成され始めるようになる。都市は人々が生きられる空間へと変化したのであった。その後、第一次大戦後から関東大震災直後にかけて、新中間層や工場労働者が都市下層から分離するようになるとともに、都市下層の集住性も分散するようになる。この見えなくなった都市下層を要保護世帯として方面委員制度が対応することになるのである。さらに戦後は、中川によると、過剰人口という社会問題に対して、人々は人工妊娠中絶によって「よりよい生活」を実現するという対応を行った。この人々の過剰とも言える適応の結果、かつて目標とされてきた近代家族そのものが自己変容するようになったと捉えている。

中川の一連の研究は、家族を中心とした日々の生活の営みから経済社会の変化について分析しようとしており、大変興味深い研究であるが、戦後の内職・家内労働についてはほとんど触れられていない。それゆえ、経済発展による下層社会から中流社会への変化の中で、内職・家内労働も含めて人々がどのように対応してきたのかを明らかにする必要があるのではないだろうか⁽²⁷⁾。これが、内職・家内労働研究を行う第三の分析視角である。

⁽²⁵⁾ ハレブン, T. H. (1988) は、1930年代の西陣織（絹織物）を事例として、力織物の普及による変化に家族がどのように適応していったのかについて研究している。ハレブンによると、1920年代まで西陣織の製織は手機が主流であったが、力織機が普及し始めるようになると、それまで織元の所で製織する内機から、自宅で製織する賃機が主流となった。また、織手も男性より女性が多くなり、機業地域も農村部へ拡大することになった。

⁽²⁶⁾ 中村隆英（1997）は、終戦直後から安定成長期までを対象に、自営業者や家族従業者の多い在来産業の動向と変容について、数量的な側面から分析を試みている。

⁽²⁷⁾ 千本暁子（1990）は、夫の収入のみで家計の生計費が賄えるかどうかを $[\text{夫の収入} \div \text{実支出}] \geq 1$ という計算式を用いることで、明治中期から昭和初期のいつ頃、どの社会階層で「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業が成立したのかを明らかにしている。千本の研究は、いつ頃どの社会階層で妻が内職・家内労働に従事していたのかを知る手掛かりとなっている。

4 今後の展望

最後に、筆者がこれまで明らかにしてきたことと、今後の内職・家内労働研究の展望について在宅ワークの研究も視野に入れて提示しておきたい。

まず第一に、日本の高度成長期における内職・家内労働の実態と家内労働法が制定されるまでの政策論議について、実態的側面と政策的側面を明らかにする必要がある。実態的側面については、既に先行研究が一定量存在している。その中でも、一例をあげるとすれば、広田寿子（1979）、近松順一（2003）、高野剛（2004a）をあげることができるであろう⁽²⁸⁾。これらは主に、高度成長期に家内労働に従事している人が都市部を中心に急増したことや、多種多様な家内労働があったことが統計資料などを用いて実証されている。また、家内労働に従事している人の世帯主の社会階層が、高度成長期の前半と後半とでは変化したことや、労働力不足のために高度成長期の後半からパートタイム労働が増加していることが述べられている。

一方、政策的側面については、既に旧労働省関係者の手によって、その沿革が整理されており、岡部実夫（1972）、有沢広巳・藤縄正勝（1972）がある。しかしながら、これらは政府の立場から家内労働法の成立過程について整理されたものであり、批判的な視点が乏しいと言わざるを得ない⁽²⁹⁾。これらは、当時の実情を知る上で資料としての価値は大いにあるとしても、十分な掘り下げができていたとは言い難い。これに対して、中脇晃（1975、1982）は、家内労働法が制定されるまでの沿革とその社会的背景について考察を行い、家内労働法がもつ問題点について明らかにしている。また、高野剛（2003）では、近年、急増しつつある在宅ワークの問題も見据えた上で、当時の家内労働法の成立過程についての分析を行い、いつ頃どのような議論があり、いかにして家内労働法が制定されたのかについて、家内労働法の特徴を明らかにしている。日本の家内労働法は、1950年代から家内労働法制定をめぐる議論があったにも拘わらず、それが制定されたのは1970年であった。家内労働法制定が遅れた原因の一つとして、この時期の重要な政治課題は安全保障や労資対立についてであり、家内労働問題は政治課題として表面化しにくかったことがあげられる。また、家内労働が複雑多岐にわたり、実態がつかみにくかったため、旧労働省は問題解決のための具体的な対策づくりに窮していた。そのため、日本の家内労働法は首尾一貫した考えがなく、それぞれの要求の最大公約数的な部分だけで制定されたということなどが分析されている。

第二に、社会科学の用語として使用される「内職」には、家庭の主婦が従事する家内労働の他に、授産事業として施設内外で行われる仕事も含めて捉えられることがあり、授産事業として施設内外で行われる仕事の実態について明らかにすることである。高度成長期以降、授産事業といえ、心身障害者が多く福祉的就労として社会福祉の枠組みで捉えがちであるが、高度成長期以前はどのよ

(28) 大谷晃一（1975）は、内職・家内労働以外の者も含んでいるものの、新聞記者の視点から、内職・家内労働で働く女性をルポルタージュしている。

(29) 家内労働法の問題点について、批判的な見地から整理したものとして、片岡昇（1968）、峯村光郎（1975）、山田耕造（1981）、神尾京子（1982）などがある。

うなものであり、高度成長期にいかなる変化をしたのかについて明らかにしておく必要がある。この点について、既に高野剛（2005）では、大阪市を事例としながら、特に戦後の授産事業に焦点をあてて、家庭の主婦が家計補充として従事する家内労働と、授産事業として施設内外で行われる仕事との同一性と異質性について明らかにしている。ここでは、明治初期から終戦直後まで、授産事業では生活困窮者に施設内外で裁縫などの仕事をさせていたが、1950年代に社会福祉の概念が一般化するとともに、授産事業の対象者に心身障害者が多くなってきたため、施設内での仕事は福祉的就労として社会福祉の枠組みで捉え、家庭の主婦が自宅で家計補充として従事する労働と区別するようになったことが述べられている。すなわち、労働と福祉の二分法を超えた実態的な判断から、家内労働と授産事業の間には異質性もあるが、仕事の内容や担い手などで同質性があることについて指摘しており、結論として、社会科学の用語として使用される「内職」には、授産事業として施設内外で行われる仕事も含めて捉えられることが明らかにされている。

第三に、内職・家内労働に従事する者は、その多くが家庭の主婦であるが、外に働きに出られない事情を抱えている障害者や母子家庭の母や高齢者も少なからず存在しており、特に就職困難層が家内労働に従事する場合について明らかにする必要がある。というのも、研究史を振り返ると、これまで戦後日本の内職・家内労働についての先行研究は一定量存在するにも拘わらず、外に働きに出られない事情を抱えている障害者や母子家庭の母や高齢者が家内労働に従事する場合について明らかにした研究は見あたらない。ましてや、地方自治体が実施している内職あっせん事業について明らかにした研究はないといってもよいであろう⁽³⁰⁾。唯一、大阪市立大学経済研究所編（1954）では、大阪府が実施していた委託内職あっせん事業について部分的に当時の実態に触れているものの、その後現在まで内職あっせん事業について研究されてこなかった。確かに、近年、内職ワーク研究会（2002）が大阪府の認定内職あっせん事業についてルポルタージュしているが、外に働きに出られない事情を抱えている障害者や母子家庭の母や高齢者が家内労働に従事している実態は意図的に捨象され、内職・家内労働は「明るくて楽しいものである」と強調されているのである。そこで、高野剛（2004b）では、大阪府が地方単独事業として実施してきた認定内職あっせん事業を事例として、障害者や母子家庭の母や高齢者が家内労働に従事している実態と、事業の歴史的経緯について明らかにしている。この事業は、近年の大阪府の財政赤字により縮小の傾向にあるが、事業の意義を近年の雇用対策の動向と照らし合わせて捉え直すことも試みている。

第四に、高度成長期以降の脱工業化と情報化のなかで、製造加工作業を中心とした内職・家内労働がいかなる変遷を経て、現在に至っているのかについて明らかにすることである。この点は、内職・家内労働の延長線上で在宅ワークについて研究をすすめるにあたり、特に重要な点である。例えば、ドイツでは、それまで製造加工作業のみを扱っていた家内労働法を1974年に改正し、テープ起こしや宛名書きなどの事務作業も家内労働法の適用範囲となった⁽³¹⁾。これは、1970年代以降の

(30) 京都では、「京都市内職友の会」という協同組合型の共同受注団体（京都府と京都市が認定）が、内職・家内労働の相談やあっせんなどを行っている。京都市内職友の会については、西村豁通他（1968）、野村かつ子（1969）、Kamio, K.（1995）で部分的に紹介されている。

(31) ドイツ家内労働法について、詳しくは、日本労働研究機構（2003）の第6章と、労働政策研究・研修機構（2004）を参照。

脱工業化と情報化のなかで、製造加工作業を中心とする内職・家内労働が情報サービス業分野で増加してきたことに対応した結果である。日本でも、1990年2月8日に在宅就業問題研究会が「報告書」を作成し、ワープロ作業を行う在宅ワーカーに対して家内労働法の適用を検討すべきであると発表した。この報告書を受けて、ワープロソフトなどを用いて文章の入力作業をする場合については、家内労働法を適用することになった。この「報告書」では、「今後とも、個別の作業実態についての把握を積み重ねつつ対応を検討することが望ましい」⁽³²⁾と発表されており、テープ起こしや宛名書きなど労働者の性格の強い在宅ワークについて、製造加工作業を中心とする内職・家内労働の延長線上で捉えることができるのではないだろうか。この点については、今後の課題とした。

【付記】限られた紙幅の下で、先行研究の積極的意義と限界を余すことなく記述することは困難である。従って本稿では、内職・家内労働研究を整理する上で、代表的な先行研究だけを取りあげている。また、本稿が掲載されるまでに、審査員を始め多くの方々から貴重なコメントを賜った。記して感謝の意を表わしたい。

(たかの・つよし 大阪市立大学大学院経済学研究科後期博士課程)

【参考文献】

- Kamio, K., "The Kyoto Homeworkers' Friendship Associations: Japan", in Huws.U.ed., *Action Programmes for the Protection of Homeworkers: Ten Case-studies from around the World*, ILO.1995.
- Uno, K., "One Day at a Time: Work and Domestic Activities of Urban Lower Class Women in Early Twentieth Century Japan", in Hunter.J. ed., *Japanese Women Working*, Routledge.1993.
- 有沢広巳・藤縄正勝『日本の最低賃金』日刊労働通信社、1972年。
- 氏原正治郎『日本労働問題研究』東京大学出版会、1966年。
- 江口英一「家内労働」(大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』岩波書店、1965年)。
- 「内職」(大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典』岩波書店、1965年)。
- 大阪市立大学経済研究所編『大阪における内職と日雇の実態』日本評論社、1954年。
- 大谷晃一『手仕事のおんな』朝日新聞社、1975年。
- 岡部実夫『家内労働法の解説』労務行政研究所、1972年。
- 片岡昇「家内労働法をめぐる諸問題」『季刊労働と経済』(京都市民生労働部) No.18, 1968年9月。
- 鎌田耕一編『契約労働の研究』多賀出版、2001年。
- 神尾京子「家内労働法施行12年の諸問題—その矛盾点と改正の方向」『労働法律旬報』第1056号、1982年9月。
- 神谷隆之『在宅ワーク解体新書』日本労働研究機構、1999年。
- 木本喜美子『女性労働とマネジメント』勁草書房、2003年。
- 熊沢誠『女性労働と企業社会』岩波新書、2000年。
- 厚生労働省監修『在宅ワークハンドブック』21世紀職業財団、2001年。
- 国際労働問題シンポジウム「今、なぜ家内労働か?—ILOの家内労働条約・勧告をめぐる」『大原社会問題研究所雑誌』No.459, 1997年2月。
- 「雇用関係の範囲(労働者性)—働く人の保護はどこまで及ぶか?」『大原社会問題研究所雑誌』No.545, 2004年4月。

⁽³²⁾ 労働省婦人局(1990)の77頁。

- 佐藤正美「現代の家内労働問題－高度成長下における家内労働者の性格と実態」『季刊 労働法』第82号，1971年12月。
- 正田彬「家内労働法の問題点」（松岡三郎先生還暦記念論文集発起人会編『労働基準法の法理』総合労働研究所，1979年）。
- 諏訪康雄「内職」『日本労働研究雑誌』No.443，1997年4月。
- 高野剛「家内労働法制定をめぐる政策論議－高度成長期の日本を中心に」『経済学雑誌』第104巻第3号，2003年12月。
- 「内職・家内労働と家族の変容－大阪府を事例として」（玉井金五・久本憲夫編『高度成長のなかの社会政策』ミネルヴァ書房，2004年）。
- 「家内労働に関する地方単独事業－大阪府認定内職あっせん事業を中心に」『大阪市大論集』第110号，2004年11月。
- 「高度成長期の授産『内職』事業－大阪市を事例として」『経済学雑誌』第105巻第4号，2005年3月。
- 谷本雅之「もう一つの『工業化』（『岩波講座・世界歴史22 産業と革新』岩波書店，1998年）。
- 「戦前期日本の『小経営』と家族労働力」（社会政策学会編『自己選択と共同性』御茶の水書房，2001年）。
- 「近代日本の女性労働と『小経営』（氏家幹人他編『日本近代国家の成立とジェンダー』柏書房，2003年）。
- 近松順一『戦後高度成長期の労働調査』御茶の水書房，2003年。
- 千本暁子「日本における性別役割分業の成立－家計調査をとおして」（荻野美穂他編『制度としての〈女〉』平凡社，1990年）。
- 内職ワーク研究会『明るい内職』NHK出版，2002年。
- 中川清『日本の都市下層』勁草書房，1985年。
- 『日本都市の生活変動』勁草書房，2000年。
- 仲野組子『アメリカの非正規雇用』桜井書店，2000年。
- 中村隆英「戦後在来産業の動向と変容」（中村隆英編『日本の経済発展と在来産業』山川出版社，1997年）。
- 中脇晃「わが国内労働法に関する一考察」『商学論集』第44巻第1号，1975年7月。
- 「家内労働法」（日本労働法学会編『現代労働法講座第9巻 労働保護法論』総合労働研究所，1982年）。
- 西村豁通他「（座談会）家内労働・パートタイマーの現状と問題点」『季刊 労働と経済』（京都市民生労働部）No.18，1968年9月。
- 日本労働研究機構『在宅ワーカーの労働者性と事業者性』調査研究報告書No.159，2003年。
- 野村かつ子「内職」（大羽綾子・氏原正治郎編『現代婦人問題講座2・婦人労働』亜紀書房，1969年）。
- ハレブン,T.H.（住沢とし子訳）「家族・労働に及ぼす技術・経済的变化の影響」『思想』768号，1988年。
- 広田寿子『現代女子労働の研究』労働教育センター，1979年。
- 深澤和子『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』東信堂，2003年。
- 堀真由美『テレワーク社会と女性の就業』中央大学出版部，2003年。
- 松本達郎「家内労働」（楳西光速他編『講座中小企業（第4巻）労働問題』有斐閣，1960年）。
- 「家内労働」（加藤誠一他編『労働問題と中小企業』同友館，1977年）。
- マルクス,K.（社会科学研究所監修）『資本論（第3分冊）』新日本出版社，1989年。
- 嶺學「雇用（2）－新しい形態の雇用」（日本ILO協会編『講座ILO（国際労働機関）・（下）』日本ILO協会，1999年）。
- 峯村光郎「家内労働関係の実情と家内労働法の問題点」（孫田秀春先生米寿祝賀記念論集刊行会編『経営と

労働の法理』専修大学出版局、1975年)。

山田耕造「家内労働法－その問題点を中心として」(日本労働法学会編『企業内組合と団結権』総合労働研究所、1981年)。

山本正治郎「家内労働研究のための序論」『研究と資料』27、1969年3月。

臨時家内労働調査会編『家内労働の現状』日本労働協会、1966年。

レーニン、B.И.、(大山岩雄・西雅雄訳)『ロシアにおける資本主義の発展(中巻)』岩波文庫、1952年。

労働省婦人局「資料 在宅就業問題研究会報告(第1次報告)」『労働法律旬報』No.1235、1990年3月。

労働政策研究・研修機構『欧米における在宅ワークの実態と日本への示唆』労働政策研究報告書No.5、2004年。

産業医学100話

―働く人の健康と病気―

野村茂 著

B5判・237頁・2600円

『労働の科学』誌に連載されていた「働く人の健康」「働く人の病気」から、百題を選び最新情報も盛り込んだ。産業医学に携わる者にとって必須の書。

職場の体力・健康づくりの展開と効果

日本産業衛生学会 労働者体力問題研究会 編

A5判・318頁・3675円

慢性的な疲労、ストレスを抱える職場における体力・健康づくりの今日性に焦点をあてた。健康プログラムの心身効果、作業改善を含めた対策手法など。

じん肺症Ⅰ

―珪肺症およびその他のじん肺―

海老原 勇 編著

B5判・487頁・17000円

もっとも古典的な職業病といわれる「じん肺症」だが、今日でも最大の職業病であることには変わりがない。病理・臨床面の蓄積された科学的を満載。

手腕振動障害

―その疫学・病態から予防まで―

山田信也・二塚 信 編著／前田節雄・榎原久孝・原田規章 著

A5判・262頁・4500円

新規認定者数が増加・横ばい傾向にある振動障害。ISO国際標準化作業のメンバ―や日本産業衛生学会・振動障害研究会の世話人などが著した。

財団法人 労働科学研究所出版部

〒216-8501 神奈川県川崎市宮前区菅生2-8-14 TEL 044-977-2125 FAX 044-976-8190

E-mail: shuppan@isl.or.jp URL: <http://www.isl.or.jp/> (価格は税込)

